

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (生体認証システム・サービス連携) 実施委託業務 仕様書

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（生体認証システム・サービス連携）実施委託業務

2 事業目的

愛知県は、2026年に開催されるアジア競技大会等を見据え、海外からのゲートウェイとなる中部国際空港島及び周辺地域（以下「当エリア」）を、5G等先端デジタル技術の実証意図があるテック企業、スタートアップ等を誘引する「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として位置づけ、実証の取組を県内外に横展開し、2030年に普及が見込まれる各種サービスやソリューションの早期社会実装の実現を目指している。

本事業では、国内外から当エリアを訪れる者又は当エリアに居住する者に対し、複数の施設やサービスを「ひとつの生体情報」でつなぐ実証実験を実施する。

3 業務内容

(1) 実証実験の実施

複数の生体認証システムが連携できるシステムを提供するとともに、同システムを活用し、当エリア内で、複数の生体認証システムが「ひとつの生体情報」でサービス提供を行う実証実験を行うこと。

ア 連携システムの提供

複数の生体認証システムが連携できるシステム（複数のサービスであっても、同一の生体認証システム内で連携しているものを除く）の提供を行うこと。

イ 異なる生体認証システム間における「ひとつの生体情報」でのサービス提供

アの連携システムを活用し、異なる生体認証システム間において「ひとつの生体情報」で生体認証システム・サービス提供を行うモデル事業（以下「ユースケース」という。）を実施すること。

ユースケースは、県と協議の上、利用シーンが異なる2種類以上で実施すること。

① 生体認証機器の設置箇所

設置箇所については、生体認証技術の実装への関心度を踏まえながら、当エリアの複数の店舗、施設、イベントから選定し、県と協議の上で決定すること。

また、設置に当たっては、設置箇所の管理者等の許可を得て機器を設置すること。

② 実施時期

より多くの事例を収集するため、県と協議の上、できるだけ長期で実施すること。

なお、実証実験の実施時期には2月を含むこと。

ウ 参加者の募集

多くの事例を収集するため、目標参加人数を設定し、より多くの参加者を確保すること。

また、Webページによる広報やノベルティの配布など、参加促進策を併せて実施すること。

エ その他

より多くの店舗、施設やサービスとの連携を目指すため、県委託事業「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（生体認証システム・ユースケース拡大）」において実施を予定しているユースケースとの連携を進めること。

(2) アンケート及びヒアリング等による効果検証

実証実験の効果検証として、利用者、店舗、施設、生体認証ベンダー等に対し、利用しやすさや改善点、実現可能性などのアンケートやヒアリングを実施し、報告書にまとめること。

(3) 生体認証システムの導入に向けた課題等の整理

実証実験の結果を踏まえながら、異なる生体認証システム間の連携にあたっての課題について整理し、報告書にまとめること。

- ・技術面の課題
- ・法的課題（個人情報の取得、取扱い、保有者等）
- ・ベンダーにおける課題
- ・ユーザー（店舗・施設、イベント事業者、顔認証利用者等）における課題

4 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

5 成果物

- ・事業実施報告書（総括版）（A4）

2部

- ・事業実施報告書(公開版) (A4) 2部
- ・上記の電子データ(県の指定するデータ形式) 1式
- ・その他県が指示したもの

6 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

7 その他

- (1) 県が実施する各事業の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 法制度を順守し、実証実験を実施すること。
- (6) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 実証実験を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (9) 受託事業者は、実証実験の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- (10) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業に係る設備の設置及び実施場所等の使用に係る費用の負担及び使用許諾契約等調整に関わる一切の手続きを行うこと。
- (12) 受託事業者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ)を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (13) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (14) 本事業を実施することにより発生した成果物以外の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう)については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託事業者に帰属するものとする。
 本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。